

介護保険法に係る申請に関する審査基準

(令和6年4月1日制定)

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定により行われる別表の申請に対する審査基準は次のとおりとする。

第1条 申請書について、次の各号に適合すること。

- (1) 申請年月日及び記載事項の記入漏れがないこと。
- (2) 所定の書類及び添付書類を完備していること。
- (3) 申請は指定等を受けようとする事業者が自ら行うこと。

第2条 申請ごとに別表に定める審査基準に適合するものであること。

別表（第2条関係）

申請	条項	審査基準
指定居宅サービス事業者の指定	法第70条第1項	<ul style="list-style-type: none">・申請者等が法第70条第2項に該当しないこと。・法第70条第4項又は第5項に基づく豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがないこと。
指定居宅サービス事業者の指定の更新	法第70条の2第1項	法第70条準用
指定地域密着型サービス事業者の指定	法第78条の2第1項	申請者等が法第78条の2第4項又は第6項に該当しないこと。
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	法第78条の12	法第78条の2準用 (介護保険法施行令(平成10年号外政令第412号。以下「施行令」という。)第35条の6の規定による読替えを含む。)
指定居宅介護支援事業者の指定	法第79条第1項	申請者等が法第79条第2項に該当しないこと。
指定居宅介護支援事業者の指定の更新	法第79条の2第1項	法第79条準用
指定介護老人福祉施設の指定	法第86条第1項	申請者等が法第86条第2項に該当しないこと。

指定介護老人福祉施設の指定の更新	法第86条の2第1項	法第86条準用
介護老人保健施設の開設の許可	法第94条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等が法第94条第3項に該当しないこと。 ・法第94条第4項の規定による営利目的の開設でないこと。 ・法第94条第5項に基づく豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがないこと。
介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可	法第94条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等が法第94条第3項に該当しないこと。 ・法第94条第4項の規定による営利目的の開設でないこと。 ・法第94条第5項に基づく豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがないこと。
介護老人保健施設の開設の許可の更新	法第94条の2第1項	法第94条準用
介護医療院の開設の許可	法第107条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等が法第107条第3項に該当しないこと。 ・法第107条第4項の規定による営利目的の開設でないこと。 ・法第107条第5項に基づく豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがないこと。
介護医療院の入所定員等の変更の許可	法第107条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者等が法第107条第3項に該当しないこと。 ・法第107条第4項の規定による営利目的の開設でないこと。 ・法第107条第5項に基づく豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがないこと。

介護医療院の開設の許可の更新	法第108条第1項	法第107条準用
指定介護予防サービス事業者の指定	法第115条の2第1項	申請者等が法第115条の2第2項に該当しないこと。
指定介護予防サービス事業者の指定の更新	法第115条の11	法第115条の2準用 (施行令第35条の11の規定による読替えを含む。)
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	法第115条の12第1項	申請者等が法第115条の12第2項又は第4項に該当しないこと。
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新	法第115条の21	法第115条の12準用 (施行令第35条の13の規定による読替えを含む。)
指定介護予防支援事業者の指定	法第115条の22第1項	申請者等が法第115条の22第2項に該当しないこと。
指定介護予防支援事業者の指定の更新	法第115条の31	法第115条の22準用 (施行令第35条の14の規定による読替えを含む。)
指定事業者の指定	法第115条の45の5第1項	法第115条の45の5第2項に基づく豊田市介護予防訪問サービスの基準を定める要綱、豊田市生活支援訪問サービスの基準を定める要綱、豊田市介護予防通所サービスの基準を定める要綱又は豊田市生活支援通所サービスの基準を定める要綱に適合していること。
指定事業者の指定の更新	法第115条の45の6第1項	法第115条の45の5準用
備考 表中の各条項に規定される都道府県の条例及び市町村の条例は豊田市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)を指す。		